

## 答 申 第 552 号

### 第 1 審議会の結果

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、第 3に掲げる各審査請求（以下これらを「本件各審査請求」という。）の対象となる保有個人情報を一部開示とした決定（以下これらを「本件各処分」という。）は、妥当である。

### 第 2 審議会における判断及び答申

本件各審査請求は、同一の審査請求人が、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号。以下「旧条例」という。）に基づいて実施機関に対して行った、請求人本人の戸籍謄抄本等を申請したことの記載がある戸籍謄抄本等交付申請書の開示請求に関する本件各処分に係るものであり、いずれの審査請求においても、実施機関の処分の妥当性の判断において検討すべき内容等に類似する点が認められることから、審議会はこれらについて一括して判断し、答申を行うものとする。

### 第 3 審査請求に至る経過

#### 1 審査請求①について

(1) 令和 2年 7月27日、審査請求人は、旧条例に基づき、実施機関に対し、次に掲げる個人情報の開示請求（以下「本件開示請求①」という。）を行った。

請求者本人の戸籍謄抄本等申請した事の記載がある戸籍謄抄本等交付申請書（附票も含む）（令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日）

(2) 同年 8月11日、実施機関は、本件開示請求①に対して、アの保有個人情報を特定し、イの理由により一部開示決定（以下「本件処分①」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

ア 特定された保有個人情報

令和〇年〇月〇日に、請求者本人の戸籍謄抄本等を申請したことの記載がある戸（除）籍謄抄本等交付申請書（附票を含む）（熱田区分）（以下「本件職務上請求書①」という。）

イ 一部を開示しない理由

旧条例第20条第 1項第 3号に該当

本件保有個人情報には、開示請求者以外の者に関する個人情報が含まれており、それを開示することにより、当該個人の正当な権利利益が侵害されるおそれがあるため。

(3) 同年10月11日、審査請求人は、本件処分①のうち、利用目的の種別の一部を非開示とした部分を不服として、名古屋市長に対して審査請求（以下「本件審査請求①」という。）を行った。

## 2 審査請求②について

(1) 令和 2年 8月27日、審査請求人は、旧条例に基づき、実施機関に対し、次に掲げる個人情報の開示請求（以下「本件開示請求②」という。）を行った。

請求者本人の戸籍謄抄本等申請した事の記載がある戸籍謄抄本等交付申請書（附票も含む）（令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日）

(2) 同年 9月 7日、実施機関は、本件開示請求②に対して、「令和〇年〇月〇日に、請求者本人の戸籍謄抄本等を申請したことの記載がある戸（除）籍謄抄本等交付申請書（附票を含む）（熱田区分）」（以下「本件職務上請求書②」という。）を特定し、上記 1(2)イの理由により一部開示決定（以下「本件処分②」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

(3) 同年10月11日、審査請求人は本件処分②のうち、利用目的の種別の一部を非開示とした部分を不服として、名古屋市長に対して審査請求（以下「本件審査請求②」という。）を行った。

## 第 4 審査請求人の主張

### 1 審査請求の趣旨

(1) 本件審査請求①について

審査請求に係る処分のうち、隣地土地所有者と審査請求人の前部分を非公開としたことを取り消すとの裁決を求める。

(2) 本件審査請求②について

審査請求に係る処分のうち、隣地土地所有者と後に続く〇〇から立会いの〇〇の部分の非公開としたことを取り消すとの裁決を求める。

### 2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論意見書で主張している審査請求の理由はおおむね次のとおりである。

(1) 本件審査請求①について

ア 居所不明の隣地土地所有者の代わりに審査請求人が境界確定測量の立会をするという認識のもと戸籍の附票を発行したことを令和〇年〇月〇

日熱田区役所に電話で確認した。

イ それならば、居所不明人の氏名と審査請求人の前部分を開示してもその人の権利利益が侵害されるおそれがあるためには当たらないと思う。

ウ また、審査請求人が境界確定測量の立会いを代わりにすることができ得る居所不明人に心当たりがない。

エ 土地家屋調査士は、父の原戸籍謄本を職務上請求（令和〇年〇月〇日〇-〇-〇）で交付を受け、その中の二男である審査請求人が隣地土地所有者（居所不明）の代わりに境界確定測量の立会いを依頼する事が適していると審査請求人の戸籍の附票を職務上請求（令和〇年〇月〇日〇-〇-〇）し交付されたと推測する。

オ 個人情報一部開示決定通知書（2熱市第41号令和2年8月11日）で一部開示された土地家屋調査士の職務上請求書（令和〇年〇月〇日〇-〇-〇）の具体的事由に「居所不明のため〇〇〇〇審査請求人から立会依頼をする為。」と記載されている。その意味が不明確な為、熱田区役所に電話確認をしたところ、熱田区役所の回答は「居所不明のため〇〇〇〇審査請求人から立会依頼をする為。」は「居所不明のため〇〇〇〇審査請求人に立会依頼をする為。」との事だった。また、熱田区役所に、審査請求人が隣地土地所有者（居所不明）の代わりに境界確定測量依頼出来得る資料を確認したか質問したが、資料は無く確認していないという回答だった。

カ 一部開示された土地家屋調査士の職務上請求書では、審査請求人と隣地土地所有者（居所不明）の関係・隣地土地所有者（居所不明）の名前も分からず、隣地土地所有者（居所不明）に心当たりが無い。また、隣地土地所有者が居所不明という理由で代わりに境界確定測量立会いができ得るのか判断出来ない。

## (2) 本件審査請求②について

ア 隣地土地所有者が居所不明のため代わりに境界確定測量の立会依頼をしたいという理由で交付された。居所不明の氏名と〇〇の部分を開示してもその人の権利利益が侵害されるおそれがあるためには当たらないと思う。居所不明の氏名と〇〇の部分を開示されなければ原戸籍を交付された理由が理解できない。

イ 個人情報一部開示決定通知書（2熱市第46号令和2年9月7日）で一部開示された土地家屋調査士の職務上請求書（令和〇年〇月〇日〇-〇-〇）の具体的事由では、「隣地土地所有者である〇〇〇〇に立会依頼をすべく調査をするも、居所不明であるため〇〇から立会依頼をしたい為。」と記載されている。

ウ しかし、一部開示された部分からは交付された戸籍筆頭者である父の原戸籍謄本上の人と隣地土地所有者（居所不明）の関係・隣地土地所有者（居所不明）の名前も分からず、隣地土地所有者（居所不明）に心当たりがない。また、隣地土地所有者が居所不明という理由で代わりに境界確定測量立会いができ得るのか判断できない。

## 第5 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

- 1 審査請求人は審査請求の理由において、「審査請求人が境界確定測量の立会をするという認識のもと戸籍の附票を発行した」旨確認したと記載するが、本内容については一部補足する。令和〇年〇月〇日付けの戸籍の附票の写しの申請について、所管課である熱田区は、土地家屋調査士が境界確定測量に必要となる立会依頼事務を遂行するため、審査請求人の住所を明らかにし連絡並びに依頼をするとの認識のもと戸籍の附票を発行した。従って、本件処分①については審査請求人が令和〇年〇月〇日までの間に境界確定測量の立会依頼を受け、一部非開示とした情報を了知することはないとの前提に立って行われたものである。（また令和〇年〇月〇日までの間に開示請求人と土地家屋調査士との間にやり取りが有ったか否かについても、実施機関は不知である。）
- 2 なお、令和〇年〇月〇日の電話確認は、審査請求人から戸籍の附票の写し等の交付理由説明の求めが有ったために所管課が開示済みの情報を用いて回答に応じたものであり、審査請求人に対し一部非開示とした情報を口頭で開示する趣旨のもと行われたものではないことを念のため申し添える。
- 3 審査請求人は本件各処分のうち、利用目的の種別の内の「依頼者が住基法第12条の3第1項第1号及び戸籍法第10条の2第1項第1号に該当する具体的事由の一部」を非開示とした処分について、「隣地土地所有者と審査請求人の氏名の前部分」及び「隣地土地所有者と居所不明であるため〇〇から立会依頼をしたいの〇〇部分」については開示しても当該個人の正当な権利利益が侵害されるおそれが無く、旧条例第20条第1項第3号にあたらぬとして開示を求めている。

- 4 しかし、これらの情報は、審査請求人の情報ではなく、審査請求人以外の者（本件職務請求書の請求者である土地家屋調査士の依頼人）に関する情報である。当該依頼人にとって、土地家屋調査士への依頼に関する情報は他者に知られたくない情報であるおそれがある。
- 5 また、これらの情報を審査請求人に開示すると、今後、土地家屋調査士への業務依頼を躊躇するような状況が考えられ、依頼人の土地家屋調査士に依頼するという正当な権利利益を侵害するおそれがある。
- 6 加えて、一部非開示とした情報には審査請求人以外の者（隣地土地所有者）に関する情報が含まれており、当該人物にとって依頼人との関係は他者に知られたくない情報であるおそれがある。
- 7 したがって、これらの情報を開示することは、審査請求人以外の者の正当な権利利益を侵害するおそれがあると認められることから、旧条例第20条第1項第3号に該当する。

## 第6 審議会の判断

### 1 争点

本件職務上請求書①及び②に記載されている利用目的の種別の内の依頼者が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）第12条の3第1項第1号及び戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条の2第1項第1号に該当する具体的事由に記載されている特定の個人の氏名（以下「本件非開示情報①」という。）及び本件非開示情報①以外の部分（以下「本件非開示情報②」という。）が旧条例第20条第1項第3号に該当するか否かが争点となっている。

### 2 旧条例の趣旨等

旧条例の目的は、第1条に規定しているように市民の基本的人権の保護及び市政の適正かつ円滑な運営の確保に寄与しようとするものである。そして、このような目的を達成するためには、市が保有する自己の個人情報、開示が原則とされている。

しかし、開示請求の対象となる個人情報の中には、法令又は条例の規定で本人に開示をすることができないと明示している情報や、社会通念上本人に開示をすべきでないもの、開示をすることにより他者の正当な権利利益を侵害したり、あるいは行政の公正又は円滑な運営が阻害されたりするものなど、本人であっても、例外的に非開示とせざるを得ないものがある。

このため、立法者は、旧条例の制定に際し、制度の趣旨及び個人情報の開示の原則を定めるとともに、なお、例外的に非開示とせざるを得ない情報があると判断し、これを旧条例第20条第1項各号において非開示情報として具体的に類型化している。

この例外的な非開示情報については、個人情報開示の原則に照らし、できる限り制限的に解すべきであるが、個人情報の開示を請求する権利は、プライバシーの権利の保障の観点から、旧条例によって具体的に認められたものであることから、開示か非開示かは、旧条例の条文を解釈して判断すれば足りる。

したがって、当審議会における具体的事案の審理に際しては、旧条例第20条第1項各号に該当するか否かが、条文の文言、趣旨及び目的に照らして判断されるべきものである。

### 3 本件職務上請求書について

(1) 本件職務上請求書①は、本件職務上請求書①の請求者である土地家屋調査士（以下「本件職務上請求者」という。）が住基法第12条の3第1項の規定に基づき提出したものである。本件職務上請求者の事務所所在地・事務所名・氏名・電話番号・登録番号、使者の事務所所在地・氏名、請求の対象となる本籍、世帯主・筆頭者の氏名、請求に係る者の氏名・範囲、及び利用目的が記載されている。

(2) 本件職務上請求書②は、本件職務上請求者が戸籍法第10条の2第1項の規定に基づき提出したものである。本件職務上請求者の事務所所在地・事務所名・氏名・電話番号・登録番号、使者の事務所所在地・氏名、請求の対象となる本籍、世帯主・筆頭者の氏名、請求に係る者の氏名・範囲、及び利用目的が記載されている。

### 4 旧条例第20条第1項第3号該当性について

(1) 本号は、開示請求者以外の者の個人情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、開示することにより、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるもの又は開示請求者以外の特定の者を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがある情報を非開示とすることを定めたものである。

(2) まず、本件非開示情報のうち、本件非開示情報①を開示すると、開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるか否かを判断する。

ア 本件非開示情報①には、開示請求者である審査請求人以外の者である

本件依頼人が、交付を受けた戸籍謄本をどのような目的で利用するかという具体的な事由のうち、特定の個人の氏名が記載されており、当該情報は開示請求者以外の者の個人に関する情報である。

イ 本件非開示情報①を開示すると、当該部分は、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであり、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を侵害するおそれがあると認められる。

(3) 次に、本件非開示情報のうち、本件非開示情報②を開示すると、開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるか否かを判断する。

ア 本件非開示情報②には、審査請求人以外の者である本件依頼人が、交付を受けた戸籍謄本等をどのような目的で利用するかに関する情報が直接的に記載されており、当該情報は開示請求者以外の者の個人に関する情報である。

イ 本件非開示情報②を開示すると、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別されるものと認められる。また、本件非開示情報②を開示することにより、本件職務上請求書の記載内容から、審査請求人以外の者の財産及び生活状況が明らかになり、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を侵害するおそれがあると認められる。

(4) 以上のことから、本件非開示情報は、旧条例第 20 条第 1 項第 3 号に該当すると認められる。

5 上記のことから、「第 1 審議会の結論」のように判断する。

## 第 7 審議会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
令和 2年12月17日	本件各審査請求に係る諮問書を受理
令和 3年 1月22日	本件各審査請求に係る弁明書を受理
2月 4日	本件審査請求①に係る追加弁明書を受理
3月29日	本件各審査請求に係る反論意見書を受理
令和 4年12月 2日 (第291回審議会)	調査審議

令和 5年 5月19日 (令和 5年度第 2回)	調査審議
6月16日 (令和 5年度第 3回)	調査審議
7月24日	答申